

ねんりんピックかながわ2022ロゴ等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ねんりんピックかながわ2022（以下「大会」という。）のロゴ、マスコットキャラクター等（以下「ロゴ等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴ等とは、大会実行委員会が著作権を有している別添「デザインガイドマニュアル」のデザイン及びこれを展開したものとする。

(利用の申請)

第3条 ロゴ等を利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ大会実行委員会会長（以下「会長」という。）の許諾を得なければならない。

- (1) 厚生労働省、一般財団法人長寿社会開発センター、スポーツ庁、明るい長寿社会づくり推進機構、神奈川県、神奈川県内の市町村、大会会場地市町の大会実行委員会、神奈川県内の老人クラブ連合会、神奈川県内の社会福祉協議会、神奈川県内の体育協会、神奈川県内のスポーツ協会及び神奈川県内のレクリエーション協会が営利を目的とせずに利用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で利用する場合
- (3) 報道機関が大会の報道及び広報の目的で利用する場合
- (4) その他、会長が認める場合

2 前項の許諾を得ようとする者は、「ねんりんピックかながわ2022ロゴ等利用許諾申請書（様式第1号）」を会長に提出しなければならない。

3 あらかじめ会長の許諾を得る必要がない者については、「ねんりんピックかながわ2022ロゴ等利用届出書（様式第2号）」を会長に提出しなければならない。

4 前2項について、次のうち必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 利用状況がわかる完成見本等
- (3) 登記事項証明書（法人のみ）
- (4) 住民票（個人のみ。なお、本籍・筆頭者、マイナンバー等省略可能な事項は省略するものとする。）
- (5) その他会長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 会長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が大会のPR等に寄与すると認めるときは、利用の許諾をすることができる。

2 利用許諾を行う場合は、会長は利用方法等について、必要に応じて条件を付すことができる。

3 会長は、利用の許諾をした場合は、「ねんりんピックかながわ2022ロゴ等利用許諾通知書(様式第3号)」を、利用の許諾をしない場合は、「ねんりんピックかながわ2022ロゴ等利用不許諾通知書(様式第4号)」を申請者に交付する。

(利用許諾の制限)

第5条 ロゴ等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、会長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 大会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) ロゴ等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴ等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) デザインガイドマニュアルに違反するなど、利用が適当でないと認められる場合
- (9) その他会長が適当でないと判断する場合

(許諾料)

第6条 ロゴ等の許諾料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 ロゴ等を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された、若しくは届け出た利用内容のみに利用すること。
- (2) デザインガイドマニュアルを遵守すること。
- (3) 当該利用に係る物件の完成品を大会実行委員会に提出すること。

ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

- (4) 第4条の利用許諾を得た権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 利用にあたっては、許諾番号を付記すること。

ただし、利用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合には、これを省略することができる。

(利用状況の調査)

第8条 会長は、利用者にロゴ等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(地位の継承)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般継承人は、当該利用者が有していた利用の許諾に基づく地位を継承することができる。

(利用許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「ねんりんピックかながわ2022ロゴ等利用許諾内容変更申請書（様式第5号）」を会長に提出し、会長の許諾を得なければならない。

- 2 会長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾することができる。
- 3 前項の利用許諾をする場合は、会長は、必要に応じ条件を付すことができる。
- 4 会長は、利用の許諾をした場合は、「ねんりんピックかながわ2022ロゴ等利用変更許諾通知書（様式第6号）」を、利用の許諾をしない場合は、「ねんりんピックかながわ2022ロゴ等利用変更不許諾通知書（様式第7号）」を申請者に交付する。
- 5 第7条の規定は、本条による利用許諾にも準用する。

(利用の取消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ）を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 利用者が第4条又は第10条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他ロゴ等の利用継続が不相当であると認められた場合

- 2 会長は、前項の取消しを行った場合は、「ねんりんピックかながわ2022ロゴ等利

用許諾取消通知書（様式第8号）」を利用者に交付する。

- 3 利用者は、第1項により利用の許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。
- 4 前三項の規定は、あらかじめ会長の許諾を得る必要がない者にも準用する。

（利用の非独占性等）

第12条 この要綱による利用の許諾は、利用者がロゴ等を自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではなく、また、利用者及び利用の許諾を受けた商品等に対して、大会実行委員会が推奨を行うものではない。

（経費の負担）

第13条 大会実行委員会は、この要綱による利用の許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 大会実行委員会は、第4条又は第10条による利用の許諾若しくは第11条による利用の許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、ロゴ等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、大会実行委員会は一切の責任を負わない。
- 3 利用者は、ロゴ等の利用に際して故意又は過失により大会実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を大会実行委員会に賠償しなければならない。
- 4 会長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（利用期限）

第15条 ロゴ等の利用期間は、大会実行委員会が解散する日までとする。

- 2 令和2年8月31日までに提出された届出及び会長が許諾した申請については、その利用期間を1年間延長するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴ等の利用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会会長 様

(申請者) 住 所
氏 名

ねんりんピックかながわ 2022 ロゴ等利用許諾申請書

ねんりんピックかながわ 2022 ロゴ等を利用したいので申請します。

なお、要綱第7条 利用上の遵守事項を遵守し、違反した場合には、利用の取消しを受けても異議ありません。

また、当該案件に係わる配布物、掲示物及び販売物の回収の要求についても速やかに応じ、一切の費用を負担することを誓約します。

記

1 利 用 対 象	
2 利 用 目 的	
3 利 用 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
4 利 用 内 容	
5 販売・非売の別	<input type="checkbox"/> 販売 (予定価格 円) <input type="checkbox"/> 非売
6 連 絡 先	担当者名 : TEL :
7 利 用 計 画	

[添付書類]

- (1) 会社概要等 (個人の場合はプロフィール)
- (2) 利用する商品の見本 (見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (3) 登記事項証明書 (法人のみ)
- (4) 住民票 (個人のみ、なお、本籍・筆頭者、マイナンバー等省略可能な事項は省略するものとする。)
- (5) その他参考になるもの

ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会会長 様

(申請者) 住 所
氏 名

ねんりんピックかながわ 2022 ロゴ等利用届出書

ねんりんピックかながわ 2022 ロゴ等を利用したいので届出ます。

なお、要綱第7条 利用上の遵守事項を遵守し、違反した場合には、利用の取消しを受けても異議ありません。

また、当該案件に係わる配布物、掲示物及び販売物の回収の要求についても速やかに応じ、一切の費用を負担することを誓約します。

記

1 利 用 対 象	
2 利 用 目 的	
3 利 用 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
4 利 用 内 容	
5 連 絡 先	担当者名 : TEL :
6 利 用 計 画	

[添付書類]

- (1) 利用する商品の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (2) その他参考になるもの

様

ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会会長

ねんりんピックかながわ 2022 ロゴ等利用許諾通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたロゴ等の利用について、許諾します。

記

1 利用期間

令和 年 月 日（ ） から 令和 年 月 日（ ）まで

2 利用目的

3 利用内容

4 承認番号 ねんかな承認第 号

5 利用上の遵守事項

- (1) 利用許諾申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) ねんりんピックかながわ 2022 ロゴ等の利用に関する要綱を遵守すること。
- (3) 許諾後は速やかに見本品又は写真を提出すること。

【特記事項】

許諾番号を商品等に付すこと。

ただし、会長が許諾番号を付さないことができると認めた場合はこの限りではない。

様式第4号（第4条関係）

ねんかな第 号
令和 年 月 日

様

ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会会長

ねんりんピックかながわ 2022 ロゴ等利用不許諾通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたロゴ等の利用については、次の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

不許諾の理由

ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会会長 様

(申請者) 住 所
氏 名

ねんりんピックかながわ 2022 ロゴ等利用許諾内容変更申請書

令和 年 月 日付け ねんかな承認第 号で許諾を受けた内容について、下記
のとおり変更したいので申請します。

記

事 項	変 更 前	変 更 後
1 利 用 対 象		
2 利 用 目 的		
3 利 用 期 間		
4 利 用 内 容		
5 販 売 ・ 非 売 の 別		
6 連 絡 先	担当者名： TEL：	担当者名： TEL：
7 利 用 計 画		

- ※添付書類
- (1) 変更する内容が分かる見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
 - (2) その他参考となるもの

様

ねんりんピックかながわ2022実行委員会会長

ねんりんピックかながわ2022ロゴ等利用変更許諾通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたロゴ等の変更について、許諾します。

記

1 利用期間

(変更前) 令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 () まで
(変更後) 令和 年 月 日 () から 令和 年 月 日 () まで

2 利用目的

(変更前)
(変更後)

3 利用内容

(変更前)
(変更後)

4 利用上の遵守事項

- (1) 利用変更許諾申請書の申請内容どおりに利用すること。
- (2) ねんりんピックかながわ2022ロゴ等の利用に関する要綱を遵守すること。
- (3) 許諾後は速やかに見本品又は写真を提出すること。

【特記事項】

許諾番号を商品等に付すこと。

ただし、会長が許諾番号を付さないことができると認めた場合はこの限りではない。

様式第7号（第10条関係）

ねんかな第 号
令和 年 月 日

様

ねんりんピックかながわ2022 実行委員会会長

ねんりんピックかながわ2022 ロゴ等利用変更不承諾通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたロゴ等の変更については、次の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

不承諾の理由

様式第 8 号（第 11 条関係）

ねんかな第 号
令和 年 月 日

様

ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会会長

ねんりんピックかながわ 2022 ロゴ等許諾取消通知書

令和 年 月 日付けねんかな承認第〇〇号で許諾した（届け出のあった）ロゴ等の利用について、次の理由で許諾を取り消すこととしましたので通知します。

当該許諾に係わる物件の使用を中止し、（配布物・掲示物・販売物）を速やかに回収してください。

1 取消年月日

令和 年 月 日

2 取消しの理由